

平成27年12月4日

## 久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

平成27年12月4日、午前9時30分 分久留米市農業委員会総会を久留米市市民会館  
第一会議室に召集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	青柳 一男 委員		24番	藤原 昇一 委員
2番	飯田三津雄 委員		25番	横溝 哲夫 委員
3番	笠 幸夫 委員		26番	石井 孝雄 委員
4番	城戸 新 委員		27番	高山 憲行 委員
5番	古賀 誠一 委員		28番	柳 壽祥 委員
6番	田中 祥晃 委員		29番	土師 哲夫 委員
8番	安徳 高輔 委員		30番	田中 弥生 委員
9番	深川 嘉穂 委員		31番	日比生和雄 委員
10番	諸藤 澄夫 委員		32番	権藤 年明 委員
11番	山口 好秀 委員		33番	野村 邦昭 委員
12番	一木 英司 委員		34番	久佐木利光 委員
14番	緒方 義範 委員		35番	猪口 峯子 委員
15番	池田 三喜 委員		36番	菰田 盛行 委員
16番	田中 正満 委員		37番	松延 洋一 委員
17番	豊福 茂敏 委員		38番	納戸 勝浩 委員
18番	野村 泰徳 委員		39番	佐藤 豊 委員
19番	原 一夫 委員		40番	市川 範子 委員
20番	青木美千子 委員		41番	合戸 利弘 委員
21番	吉岡 正博 委員		42番	末松 活幸 委員
22番	北川 玲子 委員		43番	中島 邦博 委員
23番	古賀 義近 委員		44番	廣重 孝 委員

欠席委員は次のとおりである。

森崎 巨樹 委員 吉富 巧 委員

事務局の出席者は8名である。

**笠 会 長** ただいまから、12月の農業委員会総会を開催いたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 皆さん、おはようございます。  
それでは、総会議案の1ページをお願いいたします。  
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、農地の所有権移転、賃借権設定の許可申請書が提出されたので、付議いたします。  
所有権移転、第1選挙区、1番から3番までの3件です。  
第2選挙区、4番から2ページ7番までの4件です。  
第3選挙区、8番から3ページ10番までの3件です。  
第4選挙区11番の1件です。  
第5選挙区12番から4ページ14番までの3件です。  
第7選挙区15番から、5ページ17番までの3件です。  
賃借権設定、第2選挙区18番の1件です。  
以上、1番から18番までの全ての申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について、地域審査会において、審査票を配布して説明を行っていましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。  
以上です。

**笠 会 長** 本議案の審議番号6番、16番及び17番は新規就農者の取得案件でありますので、聞き取り調査の結果について、地元副会長より報告をお願いいたします。  
聞き取り調査は、代表して第7選挙区でされてありますので、廣重副会長から報告を受けたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

**廣重副会長** それでは、今、お話がありましたように、2選挙区にまたがっておりましたが、第7選挙区のほうが大半を占めておりましたので、第7選挙区のほうでヒアリングをやりましたので、その結果について報告をいたします。  
審議番号6番、16番、17番について新規就農の件です。  
11月の25日9時より、地域審査会においてヒアリングを実施しましたので報告をいたします。  
申請人の\*\*\*\*は現在、福岡市に在住ですが、退職後は三潞町に家を構え居住し、また、農地を購入して農業を始める予定です。  
営農計画は、米、いちじく、梅を生産する計画です。本人の実家が梨栽培を営んで

おり、若いころから、農業経験があったということです。農機具につきましては、既に、耕運機、トラクターを所有し、軽トラックは近日中に所有するという事です。

また、今の会社を退職後は、奥さんとともに営農する意思も強く、若いころより、果樹の栽培に興味を持っておられ、やる気も十分見受けられるため、地域審査会において全員で協議いたしましたところ、問題ないと判断をしております。

以上、この件について審議のほど、よろしく申し上げます。

以上です。

**笠 会 長** ヒアリングの報告が終わりました。

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**笠 会 長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

**笠 会 長** ありがとうございます。全員の挙手により、第1号議案は可決されました。

続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 6ページをお願いいたします。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので、付議いたします。

第3選挙区、1番の1件です。

1番、申請地、山川野口町、地目、田、面積695m<sup>2</sup>、申請地を貸露天駐車場として利用するものです。農地区分は、第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適応しております。

以上、説明を終わります。

**笠 会 長** 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は、第3選挙区の案件でございますので、野村副会長から報告を受けたいと思います。

**野村副会長** 説明いたします。審議番号、地図ナンバーとも1番です。

申請地は、県立久留米筑水高校から北西に約700メートルのところに位置しています。転用目的は、申請地西側に建設中のマンションの貸露天駐車場ということになります。

農地区分は、10ha以上の規模の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたします。転用目的が、地域農業の振興に資する施設に供するものでありますので、不許可の例外に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、溜桝を経由し、南側道路側溝へ放流します。

被害防除については、周囲にコンクリートブロックを設置し、隣接地への土砂の流出を防ぎます。水利関係承諾書については、地元水利組合長より水利承諾をもらっております。また、耳納山麓土地改良区より承諾を得ております。

以上、1件、地域審査会で現地を確認しまして、転用やむなしという判断をいたしました。どうぞ、審議よろしく願いいたします。

以上です。

**笠 会 長** 以上で、地元副会長からの報告が終わりました。

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**笠 会 長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

**笠 会 長** ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。

よって、県へ送付いたします。

続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とい

たします。

事務局の説明を求めます。

## 事務局

7ページをお願いいたします。

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

第1選挙区、1番から3番までの3件です。

1番、申請地、高良内町、地目、畑、面積2筆合計846m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、貸露天車両置場として利用するものです。

2番、申請地、長門石町、地目、田畑、面積2筆合計727m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、露天資材置き場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用いたしております。

3番、申請地、上津町、地目、田、面積2筆合計1,680m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、介護老人福祉施設を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、公益性が高いと認められる事業に供するものであり、不許可の例外規定を適用いたしております。

8ページをお願いいたします。

第2選挙区、4番の1件です。

4番、申請地、安武町武島、地目、田畑、面積2筆合計2,053m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。

第3選挙区、5番、6番の2件です。

5番、申請地、善導寺町与田、地目、田、面積2,441m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。

6番、申請地、山本町耳納、地目、田、面積4筆合計496.67m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものであり、不許可の例外規定を適用いたしております。

第4選挙区、7番の1件です。

7番、申請地、田主丸町秋成、地目、田、面積2筆合計2,167m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、露天駐車場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものであり、不許可の例外規定を適用いたしております。

9ページをお願いいたします。

第5選挙区、8番の1件です。

8番、申請地、北野町中、地目、畑、面積248m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を借り受けて、自己用住宅を建築するものです。

第6選挙区、9番の1件です。

9番、申請地、城島町檜津、地目、田、面積4筆合計2,255.35m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、建て売り住宅7戸を建築するものです。

第7選挙区、10番から10ページ、11番までの2件です。

10番、申請地、三潯町草場、地目、田、面積2筆合計982m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、建て売り住宅5戸を建築するものです。

10ページをお願いします。

11番、申請地、三潯町玉満、地目、田、面積250m<sup>2</sup>、申請理由、申請地を取得し、自己用住宅を建築するものです。

以上、説明を終わります。

**笠 会 長** 事務局からの説明が終わりましたので、地元副会長から現地調査報告を受けたいと思います。

審議番号1番は、第1選挙区の案件でございますので、古賀副会長から報告を受けたいと思います。

あとは、順次、選挙区ごとに報告をお願いいたします。

**古賀副会長** それでは、5条審議番号1番について説明いたします。地図ナンバーは2番です。

申請地は、青峰小学校から西へ約900mのところ position します。転用目的は、貸し露天車両置き場となっております。農地区分については、市街化が見込まれる区域として、市街地に近接する区域内にあり、10ha未満規模の農地の区域内にある農地であるため、第2種農地と判断しております。雨水排水につきましては、西側市道の道路側溝へ放流いたします。汚水、生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、申請地の切土工事により、周辺の土地が高い土地となる計画でありますので、土砂の流出については支障ありません。水利関係承諾書につきましては、地元自治会長より承諾を得ております。

続きまして、審議番号2番について説明いたします。地図ナンバーは3番です。

申請地は、長門石小学校から南西へ約600mのところ position します。転用目的は、露天資材置き場となっております。農地区分については、おおむね、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地となりますが、転用目的が

農業の振興に資する施設に該当いたしますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、北側市道の道路側溝へ放流いたします。汚水、生活雑排水は発生いたしません。

被害防除につきましては、コンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防ぎます。水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾を得てあります。

続きまして、審議番号3番について説明いたします。地図ナンバーは4番です。

申請地は、上津小学校から東へ約500mのところに位置します。転用目的は、介護老人福祉施設となっております。農地区分については、おおむね、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地となりますが、転用目的が、公益性が高いと認められる事業に該当いたしますので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。雨水排水につきましては、敷地内に、新たに設置する溜柵を経由して南側市道の道路側溝へ放流いたします。汚水、生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して南側市道の道路側溝へ放流いたします。

被害防除につきましては、コンクリートブロック及びコンクリート擁壁を設置し、土砂の流出を防ぎます。水利関係承諾書につきましては、地元水利組合長より承諾を得てあります。

以上、3件の申請につきまして、地域審査会で現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。審議のほど、よろしく願いいたします。

**諸藤副会長** 第2選挙区から報告いたします。審議番号4番について説明いたします。地図ナンバーは5番です。

申請地は、安武小学校から北西へ約1.3kmのところに位置しています。転用目的は、申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。雨水につきましては、敷地内の既設U字溝及び溜柵を経由し、南側の道路側溝へ放流されます。汚水、生活雑排水は、発生いたしません。

被害防除につきましては、周囲にフェンスを申請する計画となっております。水利関係承諾書につきましては、筑後川土地改良区より承諾を得ています。

以上、1件の申請につきまして、地域審査会で現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用やむなしと判断しております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。



**野村副会長** 説明いたします。審議番号5番、地図ナンバーは6番です。

申請地は、善導寺小学校より南西へ約200mのところに位置しています。転用目的は、露天駐車場です。農地区分は上下水管が埋設されている道路の沿道の区域内にあり、500m以内に小学校と病院がある農地であり、第3種農地と判断しています。雨水排水は、敷地内の溜桝より西側水路に放流されます。汚水、雑排水は発生いたしません。

被害防除については、外周にL型擁護、及びコンクリートブロックを計画され、周辺への影響がないと判断しております。水利関係承諾書については、善導寺町・木塚・与田土地改良区より承諾をもらっております。また、意見書についても善導寺町・木塚・与田土地改良区より承諾をもらっております。

次、行きます。

審議番号6番、地図ナンバーは7番です。

申請地は、J R 善導寺駅より南へ約600mのところに位置しています。転用目的は自己用住宅です。農地区分については、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものであるため、不許可の例外に該当するものと判断しております。雨水排水は、敷地内の溜桝より西側の農地を経由し、水路に放流します。また、生活雑排水については、合併浄化槽を経由して、同じく西側の農地を経由し水路へ放流する計画であります。なお、西側農地所有者には、排水承諾をいただいております。被害防除については、外周にコンクリートブロックを設置する計画となっており、周辺への影響がないと判断しております。水利関係承諾書については、地元水利組合長より承諾をいただいております。また、意見書については、耳納山麓土地改良区より承諾を行っております。

以上、2件、地域審査会で現地を確認し、転用については支障ないという判断をいたしました。審議、よろしく願いいたします。

以上です。変わります。

**柳副会長** 第4選挙区から報告いたします。

審議番号7番について説明いたします。地図ナンバーは8番です。

申請地は、田主丸総合支所から東に2.5kmのところに位置します。転用目的は、露天駐車場の敷地拡張となっております。農地区分については、おおむね、10ha以上の広がりがある農地であり、1種農地であります。特別の立地条件を必要とする事業に該当し、1種農地の例外規定を適用しております。雨水排水につきましては、

自然流下及び南北の既存側溝に放流します。また、汚水、生活雑排水は発生いたしません。

周囲への被害防除につきましては、南側、西側にL型擁壁を設置し、また、方面にはわら芝を張り、土砂の流出を防ぎます。水利関係承諾書につきましては、大石堰土地改良区及び水利組合より承諾を得ております。

以上、1件の申請につきまして、地域審査会で現地調査を実施し、審査いたしました結果、転用については支障がないものと判断しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

**日比生副会長** 続きまして、第5選挙区でございます。審議番号8番、地図9番でございます。

場所は、総合支所から東に50mのところでございます。申請の理由は、申請人が、父親から申請地を使用貸借いたしまして、自己用住宅を建築するものでございます。農地区分でございますが、申請地が都市計画区域の用途地域内にあるために、第3種農地と判定いたしております。

被害防除は隣接地との境界には既存のコンクリートブロック及び新設のコンクリートブロックで土どめ工事を行い、土砂の流出を防止する計画です。雨水につきましては、自然流下及び北側の既設水路へ放流する計画です。また、汚水、生活雑排水は既設の下水道に接続する計画になっております。地元自治会長及び床島堰土地改良区の排水同意、意見書をとってございます。委員全員で地域審査会において現地確認をいたしまして、問題ないことを確認したところでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

**松延副会長** 続きまして、第6選挙区現地調査結果について報告いたします。審議番号9番、地図番号は10番です。申請人は、不動産業の\*\*\*\*さんで、転用目的は建て売り分譲住宅です。申請地は第3種農地に隣接する区域で、総合支所より370mのところに位置しているため、第2種農地と判断しています。

被害防除計画については、汚水が合併浄化処理槽にて処理し、雨水とともに南側道路の横断暗渠により、南側水路に放流いたします。周囲はL型擁壁などにより、土どめするなどの、特に問題はないと思われまます。また、土地改良区からの排水、並びに転用同意も得ています。城島地域審査会では、全員で現地調査を行い、転用やむなしと判断しています。御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

**廣重副会長** 続きます、第7選挙区のほうから2件について説明をいたします。審議番号10番、図面番号11番について説明をいたします。

申請地は、三瀨町の三瀨地区にあり、三瀨総合支所より北西へ約2.5kmに位置します。農地区分は第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、第2種農地と判定をしております。転用目的は申請地を取得し、建て売り分譲5戸として利用するものです。申請につきましては、一部、既に造成されており、始末書付の申請書となっております。三瀨地域審査会は申請に対し、農地法を遵守し、今後、このようなことがないように、強く指導いたしております。

被害防除につきましては、周囲をコンクリートブロックにより、土どめをします。汚水処理は、簡易水洗を設置しますが、現在、施工中の公共下水道へ平成29年4月に接続する予定です。また、汚水、生活雑排水は道路側溝へ放流されるため、特に問題はないと思われます。筑後川土地改良区の排水同意、転用同意も得てありますので、三瀨地域審査会において、現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。

2件目について説明をいたします。

審議番号11番、図面番号12番について説明をいたします。

申請地は、犬塚校区の玉満地区で、西鉄三瀨駅から南西へ約500mに位置し、都市計画法に規定する用途地域内にある農地で、農地区分は第3種農地となります。転用目的は、自己用住宅として利用するものです。

被害防除につきましては、汚水は溜桝を設置し、家庭雑排水は合併浄化槽を通じて南側側溝へ排水のため、特に問題はないと思われます。なお、筑後川土地改良区の排水同意、転用同意も得てあります。三瀨地域審査会において、全員で現地調査の結果、転用やむなしと判断をしております。

以上、2件について御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

**笠会長** 以上で、地元の副会長からの報告が終わりました。

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

**笠会長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、賛成の方は挙手をお願い

いたします。

全員挙手

**笠 会 長** ありがとうございます。全員の挙手により、第3号議案は可決されました。よって、県へ送付いたします。続きまして、第4号議案、非農地証明についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 11ページをお願いいたします。第4号議案、非農地証明について、非農地証明願いが提出されたので付議いたします。第7選挙区1番の1件です。1番、申請地、三瀨町高三瀨、地目、田、面積403m<sup>2</sup>、現況、宅地、詳細、農地法第4条第1項各号（第1号を除く）及び第5条第1項各号の規定により転用許可の適用が除外されているものです。以上、説明を終わります。

**笠 会 長** 事務局からの補足説明があるということですので、お願いをいたします。

**事 務 局** この農地法第4条第1項各号及び第5条第1項各号の中には転用許可をとらずに転用ができる案件が例示をされております。通常、許可不用案件と言っておりますけど、これにつきましては、久留米市の非農地証明事務取扱要領の中で、この条文に該当する許可不用案件については、非農地証明を発行することが可能であるとしております。許可不用案件の中には、土地改良法に基づく土地改良事業により、農地を農地以外のものにする場合というものがございます。今回の申請案件は土地改良区が土地改良事業により揚水場を設置していた土地であり、現在も農地以外のものとして利用されている土地であることから、今回、非農地証明を発行するものでございます。以上でございます。

**笠 会 長** 補足説明、また、事務局から説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

笠 会 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第4号議案、非農地証明について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

笠 会 長 ありがとうございます。全員の挙手により、第4号議案は可決されました。  
続きまして、第5号議案、農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案、12ページをお願いいたします。  
第5号議案、農地移動適正化あっせん事業の相手方の選定及びあっせん委員の指名について、あっせん申し出書の提出があったので、付議いたします。  
第5選挙区、1番、1件です。

1番、申出人、北野町金島、\*\*\*\*。所有者からの申し出です。対象地、北野町金島、田、413m<sup>2</sup>、あっせん委員は、日比生和雄委員、久佐木利光委員です。

以上、説明を終わらせていただきます。

笠 会 長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

笠 会 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第5号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

笠 会 長 ありがとうございます。全員の挙手により、第5号議案は可決されました。  
続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案13ページをお願いいたします。  
第6号議案、久留米市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進

法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積計画の決定を求められたので付議いたします。

1、所有権移転10件、2、利用権設定、中間管理事業関係49件となります。  
14ページをお願いいたします。

1、所有権移転、第1選挙区、1番、2番、2件です。

1番、所在、長門石町、田、1,451m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れです。

2番、所在、宮ノ陣町大杜、田、4,263m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れです。

第2選挙区、3番、1件です。

3番、所在、荒木町下荒木、田、3,512m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しです。

第3選挙区、4番から、15ページ5番まで2件です。

4番、所在、太郎原町、田、2筆計4,224m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しとなります。

15ページをお願いいたします。

5番、所在、大橋町常持、畑及び田、5筆計8,891m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れです。

第5選挙区6番から、16ページ10番まで5件となっております。

6番、所在、北野町十郎丸、田、1,199m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しです。

7番、所在、北野町金島、田、5筆計7,357m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れです。

8番、所在、北野町十郎丸、田、2筆計8,331m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れです。

16ページをごらんください。

9番、所在、北野町鳥巢及び北野町高良、畑及び田、6筆計7,290m<sup>2</sup>、推進機構への売り渡しです。

10番、所在、北野町赤司、田、5,334m<sup>2</sup>、推進機構からの買い入れです。

17ページをお願いいたします。

2、利用権設定、こちらに関しましては、総計のみ説明をさせていただきます。

17ページ右下、総計と書かれている部分をごらんください。

まず契約年数10年未満となります。契約件数8件、筆数19筆、設定面積27,196m<sup>2</sup>。

10年以上、契約件数41件、筆数103筆、設定面積194,359.63m<sup>2</sup>、合計いたしますと、契約件数49件、筆数122筆、設定面積221,555.63m<sup>2</sup>。

以上、所有権移転1番から10番、利用権設定49件の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えております。

以上、説明を終わらせていただきます。

**笠 会 長**

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお

願いいたします。

「なしの声」

**笠 会 長** 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。  
第6号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

**笠 会 長** ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。  
よって、久留米市長宛て通知をいたします。  
続きまして、第7号議案、久留米市地域農業振興計画の変更についてでございますが、次の8号議案、久留米市農業振興地域整備計画の一部変更についてと関連した案件でございますので、一括して議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**事 務 局** 議案18ページをごらんください。  
第7号議案、久留米市地域農業振興計画の変更について、久留米市長より久留米市地域農業振興計画の変更について意見を求められたので付議いたします。

1、今回、変更される地域農業振興計画。

①久留米市（旧久留米）地域農業振興計画。

②久留米市城島町地域農業振興計画。

③久留米市三潞町地域農業振興計画。

と、なっております。

続きまして、一旦、19ページをごらんいただけますでしょうか。

第8号議案、久留米市農業振興地域整備計画の一部変更について、久留米市長より久留米市農業振興地域整備計画の一部変更について、意見を求められたので付議いたします。

1、今回、変更される農業振興地域整備計画。

①久留米市（旧久留米）農業振興地域整備計画。

②久留米市田主丸町農業振興地域整備計画。

③久留米市北野町農業振興地域整備計画。

④久留米市城島町農業振興地域整備計画。

⑤久留米市三潞町農業振興地域整備計画。

と、なります。

変更される内容につきましては、別紙で議案を作成しております。別紙第7・8号議案、別紙と書かれておりますものを御準備いただき、各案件、説明をさせていただきたいと思っております。

では、別紙の1ページをごらんいただけますでしょうか。

まず、久留米市（旧久留米）の説明となります。

1番、内容としましては、資材置き場の設置となります。申請地は安武町武島、田、1,430m<sup>2</sup>のうち680m<sup>2</sup>を変更するものです。

2番、資材置場の設置となります。申請地、大善寺町宮本、田、857m<sup>2</sup>を変更するものです。

3番、露天駐車場の設置となります。申請地、荒木町今、田、69m<sup>2</sup>を変更するものです。

4番、分家住宅への進入路の設置となります。申請地、宮ノ陣町若松、畑、223m<sup>2</sup>のうち118m<sup>2</sup>を変更するものです。

5番、資材置場の設置となります。申請地は上津町、田、835m<sup>2</sup>を変更するものです。

6番、駐車場の設置となります。申請地は大橋町合楽、田、607m<sup>2</sup>を変更するものです。

7番、資材置場の設置。申請地は小森野6丁目、田、869m<sup>2</sup>を変更するものです。

8番、貸駐車場の設置となります。申請地は高良内町、田、3筆合計1,407m<sup>2</sup>を変更するものとなります。

続きまして、田主丸町の変更となります。別紙の11ページをお開きください。田主丸町の変更となります。

1番、一般住宅の利用となります。申請地、田主丸町以真恵、2筆計247m<sup>2</sup>の変更となります。

2番、進入路の利用となります。申請地、田主丸町以真恵、150m<sup>2</sup>の変更となります。

続きまして、北野町分に移ります。15ページをごらんください。北野町分1件となっております。

1番、農家住宅及び倉庫としての利用となります。申請地は北野町十郎丸、田、2筆計1,702m<sup>2</sup>、田となります。



続きまして、城島町の変更となります。18ページをごらんください。城島町も1件となっております。

1番、住宅敷地の拡張となります。申請地は城島町江島、畑、149m<sup>2</sup>を変更するものとなります。

続きまして、三潁町分となります。21ページをごらんください。三潁町分1件となっております。

1番、分家住宅としての変更となります。申請地は三潁町早津崎、田、1,065m<sup>2</sup>のうち499m<sup>2</sup>を変更するものとなっております。

ここまでが個別内容となりまして、一旦、議案のほうに戻っていただいでよろしゅうございますでしょうか。

議案18ページをお開きください。先ほどの各変更案件についての意見（案）、第7号議案に対しての意見（案）となりますけれども、こちらに関しましては、「当該計画に定められている施設等に供される土地については、当該計画において、農業農村の振興を図る観点から、農業的土地利用と非農業的土地利用との計画的な利用調整が図られることに鑑み、農用区域に含まないとすることが妥当である。」

続きまして、19ページをごらんください。第8号議案に関しての意見（案）となります。「本計画の変更（案）については、農業委員会としては、周辺の農業生産に特段の支障はないと思われる。」としております。

以上、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決いたします。なお、採決に当たりましては、第7号議案、第8号議案に分けて採決をいたします。第8号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第8号議案は可決されました。

第7号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

**議 長** ありがとうございます。第7号議案は可決されました。よって、久留米市長宛て通知をいたします。

続きまして、「9号議案 久留米市農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

なお、変更内容については、農政部農政課の説明を求めます。

**事 務 局** 議案20ページをお願いいたします。まず、議案説明のほうからさせていただきます。

「第9号議案 久留米市農業振興地域整備計画の変更について（全体見直し）」

久留米市長より、久留米市農業振興地域整備計画の変更について、意見を求められたので付議いたします。

1、今回、変更される農業振興地域整備計画は、①、久留米市（旧久留米）農業振興地域整備計画。②、久留米市田主丸町農業振興地域整備計画。③、久留米市北野町農業振興地域整備計画。④、久留米市城島町農業振興地域整備計画。⑤、久留米市三潆町農業振興地域整備計画となっております。

引き続きまして、農政課の説明に移らせていただきたいと思います。

**農 政 課** 皆さん、こんにちは。久留米市農政部農政課長の半田と申します。笠会長を初め、農業委員の皆様におかれましては、日頃より久留米市の農業振興に御尽力をいただき、ありがとうございます。

久留米市では、平成25年度より、現在5つあります農業振興地域整備計画の全体見直しに取り組んでおりまして、農業委員会におきましても平成25年の10月に説明を一度させていただいた経過でございます。

今回、新たに策定をします久留米市農業振興地域整備計画について、農業委員会に検証をお願いするものであります。

詳細につきましては、担当の池島より説明をさせていただきますのでよろしく願いいたします。

## 農政課

農政課の池島と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、見直しの概要に入ります前に、整備計画についての御説明を若干させていただきたいと思ひます。

1枚紙でお配りしております、右肩に平成27年12月4日市農政課記述しております久留米市農業振興地域整備計画の変更についてのペーパーをごらんいただきたいと思ひます。

それでは、このペーパーについて説明させていただきます。

まず、1番に農業振興地域整備計画とはということで記述をさせていただいておりますが、この整備計画とは農業振興地域の整備に関する法律、通称農振法でございますけれども、この法に基づきまして県が指定しました農業振興地域が区域内にある市町村が優良な農地を確保、保全するとともに、農業振興のための施策を計画的かつ集中的に実施するために策定しなければならないとされております農業振興の計画でございます。

この整備計画につきましては、農業上の土地の区分を定めます農用地利用計画、それと農業振興地域の整備のためのマスタープラン、この大きな2本柱で構成をされるものでございます。

この整備計画に定めます項目につきましても、法に規定がされておりました、下に枠囲みで記載をしております。

左側、まず第1、農用地利用計画につきましては、おおむね10年を見通して農用地等として利用すべき土地を設定するものでございます。いわゆる青地を指定する計画でございます。この設定した農用地区域につきましては、原則として転用が禁止となります。

また、農業振興のための施策を計画的かつ集中的に実施するということとなっております、国、県、市の補助事業等につきましては、原則としてこの農用地を対象として実施をされるものでございます。

また、あわせまして青地の土地の中で、4つ、用途区分を定めるようになっております。一番上が農地、それからカントリーエレベーターとか、収集家施設等の農業用施設用地、それと久留米には指定はございませんけれども、家畜の放牧等で使用いたします採草放牧地、混牧林地、これらを定めるということになっております。

次に、マスタープランの部分、右側でございますけれども、第2から第8まで、この項目を定めるということになっております。

まず、第2ですが、農地の価格の拡大や農業用排水施設など、生産基盤の整備に

関する事項を定めるものです。

また、第3では、農地保全のための基盤整備や耕作放棄地対策など、農用地等の保全に関する事項を定めることとなっております。

第4では、農地の流動化など農業用の土地利用調整に関する事項。

第5では、カントリーエレベーター、流通確保施設など、農業の近代化のための施設整備に関する事項を定めるということで、以下、第6、第7、第8と、こちらに記述しておりますとおりの内容で項目としては定めるということになっております。

また、下のほうに米印書いておりますけれども、この整備計画のうち、農用地利用計画、青地の指定です。この部分の策定及び変更につきましては、県と協議をいたしまして同意を得ることが条件となっております。

裏面をお願いいたします。

久留米市におけます整備計画の現状でございますけれども、久留米市では合併前の旧市、町別に県が指定をしております5つの農業振興地域におきまして、それぞれの地域を計画エリアといたします整備計画を定めております。

しかし、最も新しい旧久留米市の整備計画でも、下に表を書いておりますけれども、策定から13年経過しております、一番古い城島の計画では、平成元年以降、大きな見直しはされていないというのが現状でございます。

平成21年には、この計画の根拠法であります農振法の改正がございまして、農用地区域の指定基準についても変更がされたこと、また、合併から長年経過していることなどを踏まえまして、今回この5つの計画を一本化するというのが変更の内容でございます。

それでは、続きまして、第9号議案の別紙をごらんいただきたいと思っております。

開いていただきまして、久留米市農業振興地域整備計画書の協議案とさせていただいている部分でございます。

現在、県と協議中の内容でございますけれども、おおむね整理ができたものでございます。その内容について、先ほど御説明いたしました計画項目に従いまして、記述をさせていただいているものでございます。

まず、1ページには、第1農用地利用計画ということで、久留米市の土地の現状でございますとか、農用地区域の設定規準など、区域別に今後の利用方針ということで記述をさせていただいております。

それから、7ページから第2生産基盤の整備開発計画ということで、いわゆるマスタープランの部分を掲載させていただいておりますが、この内容につきましては、

本年3月に第2期計画策定いたしました久留米市農政上のマスタープランでございますが、食料・農業・農村基本計画やその他市の上位計画等に即した内容で、法の規定に基づいて記述をさせていただいております。

以下、第8まで20ページまで先ほど御説明した項目について、記載をさせていただいております。

また、計画の具体的な協議等が整った各種の事業等につきましても、あわせてこの中で掲載をさせていただいております。

それから、農用区域の変更等につきまします内容でございますけれども、一番最後のページをごらんいただけますでしょうか。議案の一番最後の裏面にあります、裏表紙のところに。この中で下段に農用地利用計画（農用区域の指定・除外）ということで、その左側に農用区域に含めるべき土地、これが法に規定されている内容でございます。まず、ア、集団的農用地、10ha以上のまとまりのある農地。

それから、イ、土地改良事業等の対象地、圃場整備でありますとか水、かん排関係の事業の受益地でございます。

また、ウ、農道とか用排水路などの土地改良用地。

それから、エ、2ha以上の規模の農業用施設用地、またはア、イに隣接して整備をされる施設用地。

それから、オ、その他農業振興を図るために必要な土地ということで、この部分につきましては、補助事業等の受益地が該当するというものでございます。

この法の規定に従いまして、ちょっとページ戻りますが、22ページお願いいたします。今回の農用区域の見直しの概要でございますけれども、現在の5つの農用地利用計画で設定しております農用区域を基準といたしまして、法の規定に即した内容で区域の編入、除外というものを今回行わせていただくものでございます。

まず、片括弧の1番、農用区域の「編入」でございますけれども、①補助事業の予定地、県の高収益事業、ハウスとか、そういったものを整備する具体的な計画がある土地については編入をします。

また、②圃場整備施行農地に隣接いたします農道、用排水路ということで、具体的には面的な整備を行っている圃場整備区域内に含まれております農道、用排水路、市所有の分を今回編入したいというふうに考えております。

面積は下に記載しておりますとおり、①、②合わせまして349.4haを青地に編入をするというものでございます。

それから次に、片括弧の2、農用区域からの「除外」でございます。

まず、①宅地等で分断され、集団性基準10haに満たない、なおかつ土地改良事業も施行されていない集落内に介在しておりますような農地につきましては、今回整理をしたいというふうに考えております。それが、下のほうの表では①集落介在と書かせていただいております26haでございます。

また、②用途地域設定予定地内の農用地を除外するというので、現在、都市計画の見直しを市のほうでは予定をしております、北野町、三瀧町では現在設定しております用途地域を田主丸町、城島町、こちらにも指定ができないかということで検討しております、その予定区域内に含まれております青地農地につきまして、除外をするという内容でございます。

③田主丸地区の山林についての除外でございますが、こちらは登記地目、現況地目いずれも山林の土地で、今後農地としての利用が見込まれるということで、現在の計画では青地に指定していたものを、その見込みがないということで、今回除外をするというものでございます。

それから、④事前の除外、転用行為等が不要な公共施設で、既に整備された用地。これについては今回、整理をするというものでございます。

⑤、土地改良事業施行に伴って非農地として設定した農地ということで、現在圃場整備をやっております区域内で、分家住宅等、非農用地をその事業の中で設定しているときがございます。これについて除外をするというものでございまして、合わせまして468筆、73.8haを今回の見直しの中では整理をしたいというふうに考えております。

内容の御説明は以上でございますけれども、この整備計画につきましては、現在県と最後の詰めの協議を行っております、あわせてJA土地改良区等の関係機関の調整を行って、これらの協議・調整が終わり次第、公告・縦覧等の法定手続に入っております。また、その手続きを踏まえまして、本年度末には策定完了というような予定で進める考えでございます。

説明、以上でございます。

## 事務局

今回の変更される久留米市農業振興地域整備計画の変更について（全体見直し）になりますけれども、こちらに関しての2、意見（案）となりますけれども、「本計画の変更（案）については、地域農業の振興を図る総合的な観点から策定されたものであり、妥当であると判断する。」としております。

以上、事務局からの説明を終わらせていただきます。

議長 説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委員 12ページの2番に「集落内に介在する農地を除外する」ということでありましたけども、その「集落内に介在する」というのはどういうところをいうのか、ちょっと説明をお願いいたします。

農政課 集落内介在農地につきましては、既に周辺が宅地化されておりまして、農地としてのまとまりが全く見られないような農地のことを指します。集団性基準というのは10haというのがございますけれども、農地区分判定とかでも農地のまとまりとかで、1種、2種、3種の農地の判定をされると思いますが、それと同様のやり方で、既に宅地内で孤立してしまっているような農地のことを指します。

委員 これは、久留米市と県との協議で策定するということがありましたけども、一般、私たち住民とか何とか、そんなことは全然知らないから、ただ、こうなりましたよという結果だけです。多分そうじゃないかと思います。ただ、そういう一般の人たちには全然こういう説明を聞いて、意見とか何か聞かないんですか。

農政課 これは通常の除外案件と同様に法定手続、公告・縦覧の機会を設けるということになっておりまして、制度的には土地の所有者等に対して事前の説明が必要なものではございません。

また、今回の見直しにつきましては、5本の計画を1本にするということで、法の基準に基づきまして、影響のないような所のみを抽出をかけたところでございますので、青地から白地に代わる、農地でなくなるわけではございませんので、特段の個別の対応というのは予定をしておりません。

議長 ほかにございませんか。

委員 国営化の途中で、もともとは山林を確保して畑になっております。そういう国営の補助事業、これは全くその農地にしますということなんですけども、現状は後継者いない、高齢化、そういうもろもろの状況があっても、現況の畑をなしていないで

す。そういうところも、そのままの雑木の畑にするよりももうちょっと有効な植林をするとかそういうことでは使えないということですか。

**農政課** 今回の整備計画というものは、農地の青地か白地を定めるものでございまして、農地だったものを農地でなくすかどうかというような計画変更ではございません。まず、それが前提でございすけれども……。

国営パイロットというお話ありました。そういったパイロット事業の受益地は土地改良事業の施行地ということで、現状では青地からは外せないということになりますので、いかにそこを有効利用していくかというところを農業委員さんのお力もお借りしながら、今後やっていく必要があるということで考えております。

**議長** ほかにありませんか。

「なしの声」

**議長** ほかに質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。

第9号議案について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

全員挙手

**議長** ありがとうございます。全員挙手により、第9号議案は可決されました。

よって、久留米市長宛て通知いたします。ありがとうございました。

以上をもちまして、議案の審議を終わります。

続きまして、報告事項に入ります。

「報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について」

「報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について」

「報告第4号 農地移動適正化あっせん事業について」

までを一括して議題といたします。

事務局の説明を省略いたします。

それでは、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。



「なしの声」

議 長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了します。  
したがいまして、第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。  
次に、お諮りいたします。本総会におきまして、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。異議ありませんか。

「なしの声」

議 長 異議なしと認めます。よって、議決されました案件で、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。  
ただいまから議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、24番、藤原昇一委員、41番、合戸利弘委員をお願いいたします。  
以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。